山田太郎 様

財産診断書

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

Property Report

漆山パートナーズ会計事務所

総括

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

固定性資産
4930万円

土地	建物	自社株式	その他
3780万円	600万円	0万円	550万円

＋

流動性資産
8014万円

有価証券	預貯金	生命保険金	退職手当金	その他
169万円	3700万円	545万円	3600万円	0万円

＝

資産総額　1億2944万円

資産総額　1億2944万円　－　債務 163万円　葬式費用 260万円

＝

財産総額　1億2521万円

－

相続税の納付税額　62万円
（相続税額　282万円）
※「財産分割案＆相続税概算」で計算した概算の税額です。
※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

＝

税引後の財産　1億2459万円

資産総額の構成

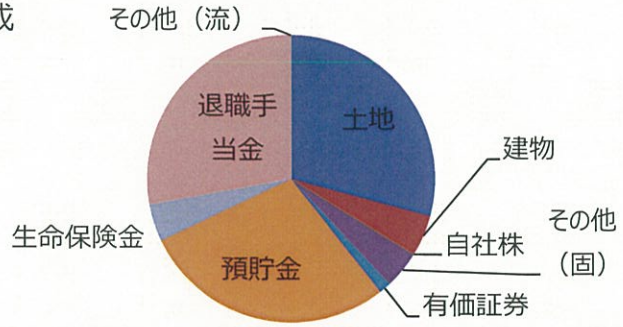

財産バランス

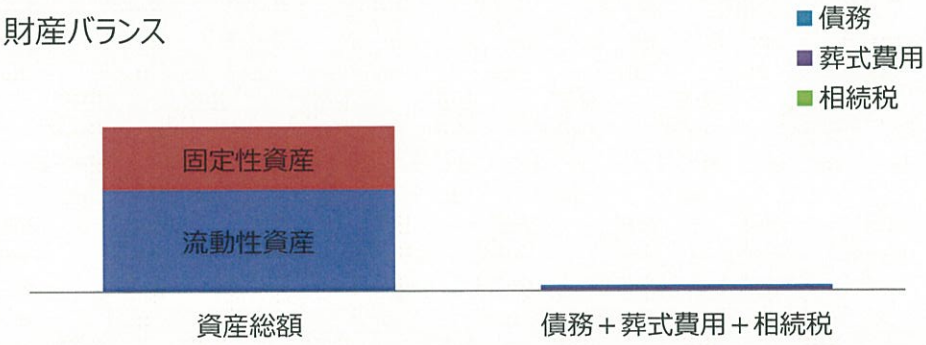

親族関係

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

氏名		フリガナ	続柄	取得原因	民法上の法定相続分	税法上の法定相続分	2割加算	生年月日	年齢
山田太郎	**様**		**本人**	**－**	**－**	**－**	**－**	**昭和34年(1959年)11月1日**	**55歳**
山田花子	様		配偶者	相続	1 / 2	1 / 2	－	昭和36年(1961年)11月15日	53歳
山田敬子	様		子	相続	1 / 4	1 / 4	－	昭和59年(1984年)10月15日	31歳
山田正夫	様		子	相続	1 / 4	1 / 4	－	昭和61年(1986年)7月15日	29歳

親族関係

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

氏名		続柄	法定相続分	生年月日
山田太郎	**様**	**本人**	**ー**	**昭和34年11月1日**
山田花子	様	配偶者	1 / 2	昭和36年11月15日
山田敬子	様	子	1 / 4	昭和59年10月15日
山田正夫	様	子	1 / 4	昭和61年7月15日

親族関係図

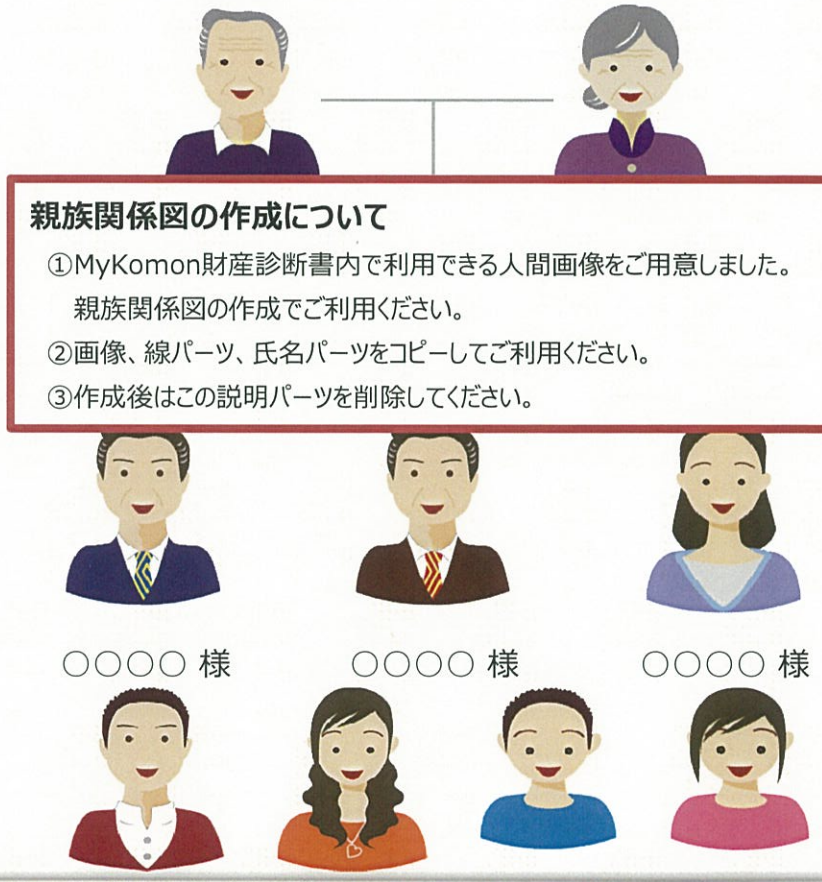

親族関係図の作成について

①MyKomon財産診断書内で利用できる人間画像をご用意しました。
　親族関係図の作成でご利用ください。
②画像、線パーツ、氏名パーツをコピーしてご利用ください。
③作成後はこの説明パーツを削除してください。

資産構成

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

種別	金額	割合
土地	3780万円	29%
建物	600万円	5%
自社株	0万円	0%
その他	550万円	4%
固定性資産	**4930万円**	**38%**
有価証券	169万円	1%
現金・預貯金	3700万円	29%
生命保険金	545万円	4%
退職手当金	3600万円	28%
その他	0万円	0%
流動性資産	**8014万円**	**62%**
資産総額	**1億2944万円**	**100%**

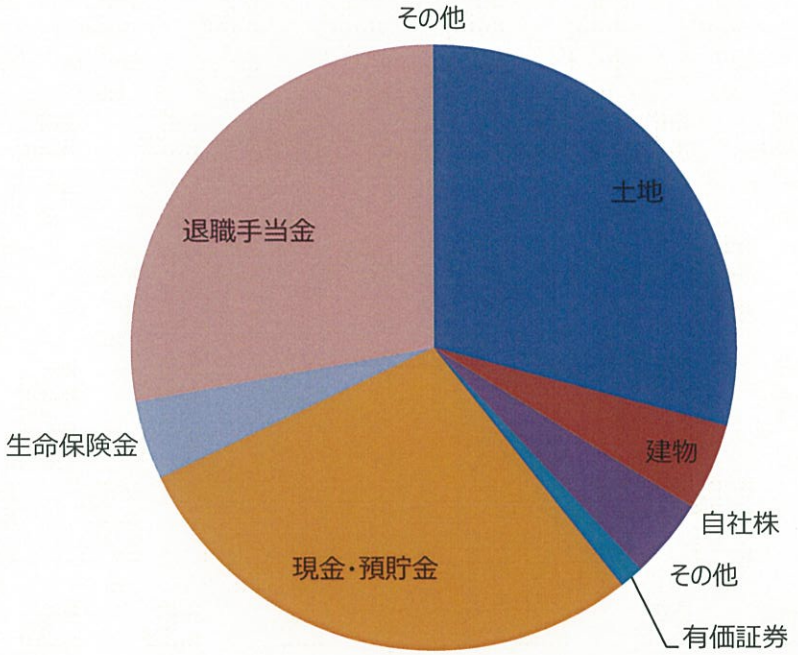

相続税の概算

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

固定性資産	4930万円
流動性資産	8014万円
債務・葬式費用	-423万円
財産総額	**1億2521万円**

相続税額の計算のための加算・減算

①小規模宅地等の減額	-3024万円
②非課税金額	-2045万円
③生前贈与加算額	0万円
④基礎控除額	-4800万円
相続税額	**282万円**
贈与税額控除・配偶者の税額軽減など	-219万円
相続税の納付税額	**62万円**

①小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- ・特定居住用宅地等　減額割合：80%　限度面積：330㎡
- ・特定事業用宅地等　減額割合：80%　限度面積：400㎡
- ・特定同族会社事業用宅地等　減額割合：80%　限度面積：400㎡
- ・貸付事業用宅地等　減額割合：50%　限度面積：200㎡

②非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- ・生命保険金　500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金　500万円×法定相続人の数

③生前贈与加算額

- ・生前贈与加算額＝3年以内の贈与財産＋相続時精算課税制度適用財産
- ・3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。

※支払った贈与税は税額から控除されます。

④基礎控除額

- ・3000万円＋（600万円×法定相続人の数）

※「財産分割案＆相続税概算」で計算した概算の税額です。
※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

総括（一覧）

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

氏名	計	山田花子様	山田敬子様	山田正夫様							
続柄	-	配偶者	子	子							
法定相続分	-	1/2	1/4	1/4							
＋ 固定性資産	4930万円	550万円	2190万円	2190万円							
├土地	3780万円	0万円	1890万円	1890万円							
├建物	600万円	0万円	300万円	300万円							
├自社株式	0万円	0万円	0万円	0万円							
└その他	550万円	550万円	0万円	0万円							
＋ 流動性資産	8014万円	7717万円	148万円	150万円							
├有価証券	169万円	169万円	0万円	0万円							
├預貯金	3700万円	3403万円	148万円	150万円							
├生命保険金	545万円	545万円	0万円	0万円							
├退職手当金	3600万円	3600万円	0万円	0万円							
└その他	0万円	0万円	0万円	0万円							
資産総額	1億2944万円	8267万円	2338万円	2340万円							
－ 債務	163万円	163万円	0万円	0万円							
－ 葬式費用	260万円	260万円	0万円	0万円							
財産総額	1億2521万円	7844万円	2338万円	2340万円							
－ 相続税の納付税額	62万円	0万円	31万円	31万円							
（相続税額）	282万円	219万円	31万円	31万円							
税引後の財産	1億2459万円	7844万円	2306万円	2309万円							

留意事項

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

① この「財産診断書」は、ご提示の資料のみにて試算しております。
その他の資産あるいは負債が存在する場合、試算額は変動いたします。
また、相続財産については概算で評価しております。

② この「財産診断書」は、平成27年1月1日現在の税法等に基づくものであり、
今後改正があった場合には試算結果が変動することがあります。

③ この「財産診断書」の内容は、当事務所の承諾なくして他に開示できません。

ご不明点等がございましたら以下までご連絡ください。

漆山パートナーズ会計事務所
〒102-0083
東京都千代田区麹町５－４KY麹町ビル5F
TEL：03-5213-3932
FAX：03-5213-3833
担当：漆山伸一

財産分割案&相続税概算

単位：円

平成28年／財産分割案①
基準日：平成27年10月18日
作成日：平成28年02月15日

種類		明細				相続税評価額	山田花子 様	山田敬子 様	山田正夫 様
土地		【所在場所】	【利用状況】	【面積】					
	1	東京都		140.00㎡		37,800,000		18,900,000	18,900,000
		└小規模宅地等の減額				-30,240,000		-15,120,000	-15,120,000
				小計（土地評価額）		37,800,000	0	18,900,000	18,900,000
				小計（小規模宅地等の減額）		-30,240,000	0	-15,120,000	-15,120,000
					差引 ★	7,560,000	0	3,780,000	3,780,000
建物		【所在場所】	【利用状況】						
	1	東京都				6,000,000		3,000,000	3,000,000
					小計 ★	6,000,000	0	3,000,000	3,000,000
有価証券		【金融機関】	【銘柄】	【単価】	【数量】				
	1	E銀行		130,000円	1	130,000	130,000		
	2	E銀行		230円	2,000	460,000	460,000		
	3	F銀行		1円	640,000	512,000	512,000		
	4	F銀行		1円	490,000	588,000	588,000		
					小計 ★	1,690,000	1,690,000	0	0
自社株式		【銘柄】		【単価】	【数量】				
	1								
					小計 ★				
預貯金		【金融機関】	【種類】	【口座番号】	【名義】				
	1	A銀行	普通預金			10,000,000	9,650,000	350,000	
	2	B銀行	普通預金			5,000,000	4,875,000	125,000	
	3	C銀行	普通預金			2,000,000	1,000,000	1,000,000	
	4	C銀行	定期預金			20,000,000	18,500,000		1,500,000
					小計 ★	37,000,000	34,025,000	1,475,000	1,500,000
生保-自分-		【保険会社】	【保険種類】	【証券番号】	【受取人】				
	1	A生命保険	終身保険		山田花子	3,800,000	3,800,000		
	2	B生命保険	定期付終身保険		山田花子	1,500,000	1,500,000		
	3	C生命保険	医療保険		山田花子	150,000	150,000		
					小計	5,450,000	5,450,000	0	0
					非課税金額	-5,450,000	-5,450,000	0	0
					差引 ★	0	0	0	0
生保-他-		【保険会社】	【保険種類】	【証券番号】	【被保険者】				
	1	A生命保険	終身保険		山田花子	5,000,000	5,000,000		
					小計 ★	5,000,000	5,000,000	0	0
退職金		【支給者】		【受取人】					
	1	D株式会社		山田花子		36,000,000	36,000,000		
					小計	36,000,000	36,000,000	0	0
					非課税金額	-15,000,000	-15,000,000	0	0
					差引 ★	21,000,000	21,000,000	0	0
その他		【種類】	【名称等】						
	1	未収入金	給与			500,000	500,000		
					小計 ★	500,000	500,000	0	0
代償分割					★	0			
取得財産の価額　（＝[★の合計]）						78,750,000	62,215,000	8,255,000	8,280,000
債務・葬式		【種類】	【債権者名】						
	1	葬式費用	A葬祭			2,000,000	2,000,000		
	2	葬式費用	B寺院			600,000	600,000		
	3	公租公課				1,400,000	1,400,000		
	4	公租公課				120,000	120,000		
	5	未払金	D病院			110,000	110,000		
債務・葬式費用の合計						4,230,000	4,230,000	0	0
生前贈与		相続時精算課税制度				0	0	0	0
		暦年課税分				0	0	0	0
生前贈与加算額						0	0	0	0
課税価格　（＝［取得財産の価額］－［債務・葬式費用の合計］＋［生前贈与加算額］）						74,520,000	57,985,000	8,255,000	8,280,000
基礎控除額						-48,000,000	-	-	-
相続税の総額　（実効税率：3.78%）						2,815,000	2,190,388	311,834	312,778
2割加算						0	0	0	0
税額控除		暦年課税分の贈与税額控除				0	0	0	0
		配偶者の税額軽減				2,190,388	2,190,388		
		未成年者控除				0			
		障害者控除				0			
		相次相続控除				0			
		外国税額控除				0			
					小計	2,190,388	2,190,388	0	0
相続時精算課税分の贈与税額控除						0	0	0	0
納付すべき相続税額　（＝［相続税の総額］＋［2割加算］－［税額控除］－［相続時精算］）						624,500	0	311,800	312,700

参考

法定相続分	-	1/2　(50.0%)	1/4　(25.0%)	1/4　(25.0%)
財産総額（＝資産総額－債務・葬式費用）	125,210,000	78,435,000	23,375,000	23,400,000
	100%	62.6%	18.7%	18.7%
調整				
調整後（＝財産総額＋調整）	125,210,000	78,435,000	23,375,000	23,400,000
	100%	62.6%	18.7%	18.7%
税引後（＝調整後－納付すべき相続税額）	124,585,500	78,435,000	23,063,200	23,087,300
	100%	63.0%	18.5%	18.5%